

第 6 4 号 議 案

東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提 案 理 由)

この案は、隅田公園臨時観光バス駐車場の廃止に伴い規定の整備を図るとともに、秋葉原練塀公園を設置するため提出します。

東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立公園条例（昭和32年4月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の2を削る。

別表第1に次のように加える。

台東区立秋葉原練堀公園	同 秋葉原4番1号
-------------	-----------

付 則

この条例中第12条の2を削る改正規定は平成27年3月16日から、別表第1に台東区立秋葉原練堀公園の項を加える改正規定は同月23日から施行する。